



# 宮 崎 県 公 報

令和6年3月14日(木曜日) 第491号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎県旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………(こども家庭課) 1	
<b>告 示</b>	
○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部を改正する告示……………(財政課) 2	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 3	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更( “ ” ) 3	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ” ) 4	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出( “ ” ) 4	
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 4	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について……………( “ ” ) 4	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4	
	○道路の占用を制限する区域の指定……………(道路保全課) 5
	○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5
	○土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………( “ ” ) 5
	○細島港港湾計画の変更の概要……………(港湾課) 14
	○臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示……………( “ ” ) 14
	○都市計画事業の変更の認可(3件)……………(都市計画課) 15
	○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) 15
	<b>公安委員会公告</b>
	○検定合格者審査の実施について……………16
	<b>選挙管理委員会告示</b>
	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………17
	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………17
	<b>海区漁業調整委員会指示</b>
	○漁業法に基づく指示……………17

## 規 則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第8号

#### 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則(昭和40年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(負担金の決定)	(負担金の決定)
第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用(以下「負担金」という。)の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。	第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用(以下「負担金」という。)の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額(その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下この号において同じ。)と事業費の各費目(里親手当を除く。以下この号において同じ。)のその月の当該措置を受ける者につき支	(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額(その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下この号において同じ。)と事業費の各費目(里親手当を除く。以下この号において同じ。)のそ

弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

の月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

2・3 [略]

別表第1 (第3条関係)

[略]

[略]

備考

1～6 [略]

7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、408,000円以上であるとき。

(2) [略]

2・3 [略]

別表第1 (第3条関係)

[略]

[略]

備考

1～6 [略]

7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、488,000円以上であるとき。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第1の規定は、令和5年4月分の費用の徴収から適用し、同年3月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 140号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

3 収納代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]		
宮崎中央 農業協同 組合	[略]	
綾町農業 協同組合	同	同
はまゆう 農業協同 組合	同	同
串間市大 東農業協 同組合	同	同
都城農業 協同組合	同	同
こばやし 農業協同 組合	同	同
えびの市 農業協同 組合	同	同
西都農業 協同組合	同	同
児湯農業 協同組合	同	同
尾鈴農業 協同組合	同	同
延岡農業 協同組合	同	同
日向農業 協同組合	同	同
高千穂地 区農業協 同組合	同	同
[略]		

3 収納代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]		
宮崎県農 業協同組 合	[略]	
[略]		

宮崎県告示第 141号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
井上歯科医院	都城市前田町8街区23号	令和6年1月1日
なでしこ薬局	日向市北町1丁目87番地	令和6年1月1日

山下医院	東諸県郡国富町大字本庄4033番地	令和6年1月1日
都城陽まわり在宅クリニック	都城市郡元町3204番地1	令和6年2月1日
戸嶋クリニック	都城市郡元町1丁目8番地5	令和6年2月1日

宮崎県告示第 142号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
市来歯科口腔外科 クリニック	日南市南郷町中村乙2479番地

2 届出事項

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
市来歯科	市来歯科口腔外科ク リニック	令和3年10月30日

宮崎県告示第 143号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
原田歯科医院	西臼杵郡高千穂町三田 井1145-15	令和5年11月30日
山下医院	東諸県郡国富町大字本 庄4033番地	令和5年12月31日
丸目歯科医院	延岡市中川原町3丁目 14番地	令和5年12月31日

宮崎県告示第 144号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人昇山会 上山医院	西都市妻町2丁目33番 地	令和6年1月1日

宮崎県告示第 145号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字柿ヶ野4583、4584、4585-1、4586-1、4586-3、4587
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 146号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和6年宮崎県告示第62号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - 延岡市役所  
井上藤吉
  - 高原町役場  
亀田康正、飯田芳子、飯田和男、野村嘉太郎、徳永伊右エ門
- 通知の要旨
  - 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年宮崎県告示第62号によること。

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	327号	日向市大字 平岩字大齊 5773番4地	旧	11.8～ 85.7	1,539 .9
			先から同市 大字塩見字 片白 10652	新	11.5～ 92.1	1,547 .8

		番 1 地先 ま で			
--	--	------------------	--	--	--

**宮崎県告示第 148号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 6 年 3 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市大字平岩字大斉5773番 4 地先から同市大字塩見字片白 10652番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 6 年 3 月 29 日

**宮崎県告示第 149号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 無鹿第 1・9 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市無鹿町 1 丁目 2190 番 6 地先道路敷
2	” ” 2190 番 2
3	” ” 2190 番 2
4	” ” 2201 番 12
5	” ” 2201 番 12
6	” ” 2201 番 5
7	” ” 2202 番
8	” ” 2198 番
9	” ” 2190 番 5 地先道路敷

**宮崎県告示第 150号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	日添谷川	09- 430- 1 - 011	土 石 流
	水口谷川	09- 430- 1 - 016	土 石 流
	上椎葉谷川	09- 430- 1 - 017	土 石 流
	木浦谷川 1 - 新①	09- 430- 1 - 022 - 新①	土 石 流
	財木谷川	09- 430- 1 - 024	土 石 流
	奥村川 3	09- 430- 1 - 027	土 石 流
	奥村川 2	09- 430- 1 - 028	土 石 流
	奥村川 1	09- 430- 1 - 029	土 石 流
	ロクロ谷川 - 新①	09- 430- 1 - 032 - 新①	土 石 流
	ロクロ谷川 1	09- 430- 1 - 033	土 石 流
	小河内川 1	09- 430- 1 - 039	土 石 流
	竹の八重谷川	09- 430- 1 - 042	土 石 流
	雨木谷川	09- 430- 2 - 008	土 石 流
	雨木谷川 1	09- 430- 2 - 009	土 石 流
	川の口谷川 - 新②	09- 430- 2 - 010 - 新②	土 石 流
	川の口谷川 - 新④	09- 430- 2 - 010 - 新④	土 石 流
	小崎谷川	09- 430- 2 - 011	土 石 流
	水無谷川	09- 430- 2 - 024	土 石 流

佐土の谷川	09-430-2-053 -新①	土 石 流		上椎葉 (上) 1	I-1-1405	急傾斜地の崩壊
竹の八重	I-1-1395	急傾斜地の崩壊		間柏原上	I-1-1406	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新①	I-1-1395-新①	急傾斜地の崩壊		間柏原上- 新①	I-1-1406-新①	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新②	I-1-1395-新②	急傾斜地の崩壊		新 橋	I-1-1412	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新③	I-1-1395-新③	急傾斜地の崩壊		松 木	I-1-1414	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新④	I-1-1395-新④	急傾斜地の崩壊		尾 前 一	I-1-1416	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新⑤	I-1-1395-新⑤	急傾斜地の崩壊		尾 前 下	I-1-1417	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新⑥	I-1-1395-新⑥	急傾斜地の崩壊		倉 の 迫	I-1-1418	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新⑦	I-1-1395-新⑦	急傾斜地の崩壊		向 山 日 添	I-1-1419	急傾斜地の崩壊
竹の八重- 新⑧	I-1-1395-新⑧	急傾斜地の崩壊		佐 土 の 谷	I-1-2129	急傾斜地の崩壊
岩 屋 戸 下	I-1-1396	急傾斜地の崩壊		佐土の谷- 新①	I-1-2129-新①	急傾斜地の崩壊
岩 屋 戸 上	I-1-1397	急傾斜地の崩壊		佐土の谷- 新②	I-1-2129-新②	急傾斜地の崩壊
新 下 松 尾	I-1-1398	急傾斜地の崩壊		佐土の谷- 新③	I-1-2129-新③	急傾斜地の崩壊
新 下 松 尾 - 新①	I-1-1398-新①	急傾斜地の崩壊		佐土の谷- 新④	I-1-2129-新④	急傾斜地の崩壊
十 根 川	I-1-1399	急傾斜地の崩壊		佐土の谷- 新⑤	I-1-2129-新⑤	急傾斜地の崩壊
十根川-新 ①	I-1-1399-新①	急傾斜地の崩壊		小 河 内	I-1-2130	急傾斜地の崩壊
野老ヶ八重	I-1-1400	急傾斜地の崩壊		小河内-新 ①	I-1-2130-新①	急傾斜地の崩壊
仲 塔	I-1-1402	急傾斜地の崩壊		小河内-新 ②	I-1-2130-新②	急傾斜地の崩壊
仲塔-新①	I-1-1402-新①	急傾斜地の崩壊		岩屋戸上- 1	I-1-3534	急傾斜地の崩壊
上椎葉 (下)	I-1-1403	急傾斜地の崩壊		木 浦 - 1	I-1-3537	急傾斜地の崩壊
上椎葉 (上)	I-1-1404	急傾斜地の崩壊		高 砂	I-1-3538	急傾斜地の崩壊
				岩 男	I-1-3540	急傾斜地の崩壊

岩男-新①	I-1-3540-新①	急傾斜地の崩壊	若宮-新④	I-1-3546-新④	急傾斜地の崩壊
岩男-新②	I-1-3540-新②	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑤	I-1-3546-新⑤	急傾斜地の崩壊
岩男-新③	I-1-3540-新③	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑥	I-1-3546-新⑥	急傾斜地の崩壊
岩男-新④	I-1-3540-新④	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑦	I-1-3546-新⑦	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑤	I-1-3540-新⑤	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑧	I-1-3546-新⑧	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑥	I-1-3540-新⑥	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑨	I-1-3546-新⑨	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑦	I-1-3540-新⑦	急傾斜地の崩壊	鹿野遊	I-2-0058	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑧	I-1-3540-新⑧	急傾斜地の崩壊	中椎葉	I-2-0059	急傾斜地の崩壊
栗の尾-1	I-1-3541	急傾斜地の崩壊	間柏原	I-2-0061	急傾斜地の崩壊
栗の尾-1-新①	I-1-3541-新①	急傾斜地の崩壊	間柏原-新①	I-2-0061-新①	急傾斜地の崩壊
古枝尾1	I-1-3543	急傾斜地の崩壊	針金橋	I-2-0062	急傾斜地の崩壊
古枝尾1-新①	I-1-3543-新①	急傾斜地の崩壊	山中	I-2-0063	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1	I-1-3544	急傾斜地の崩壊	崩の平	I-2-0064	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1-新①	I-1-3544-新①	急傾斜地の崩壊	平畑	I-2-0065	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1-新②	I-1-3544-新②	急傾斜地の崩壊	椎原	II-1-1401	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1-新③	I-1-3544-新③	急傾斜地の崩壊	松木-1	II-1-7186	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1-新④	I-1-3544-新④	急傾斜地の崩壊	水無	II-1-1415	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾-1-新⑤	I-1-3544-新⑤	急傾斜地の崩壊	水無-新①	II-1-1415-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-1	I-1-3545	急傾斜地の崩壊	水無-新②	II-1-1415-新②	急傾斜地の崩壊
若宮	I-1-3546	急傾斜地の崩壊	水無-新③	II-1-1415-新③	急傾斜地の崩壊
若宮-新①	I-1-3546-新①	急傾斜地の崩壊	中水流	II-1-7189	急傾斜地の崩壊
若宮-新②	I-1-3546-新②	急傾斜地の崩壊	木浦-2	II-1-7190	急傾斜地の崩壊
若宮-新③	I-1-3546-新③	急傾斜地の崩壊	胡麻山-1	II-1-7192	急傾斜地の崩壊
			胡麻山-2	II-1-7193	急傾斜地の崩壊
			胡麻山-3	II-1-7194	急傾斜地の崩壊
			幸平	II-1-7196	急傾斜地の崩壊

胡麻山-5	II-1-7197	急傾斜地の崩壊	尾手野-新①	II-1-7223-新①	急傾斜地の崩壊
胡麻山-6	II-1-7198	急傾斜地の崩壊	尾手野-新②	II-1-7223-新②	急傾斜地の崩壊
桑の内-2	II-1-7200	急傾斜地の崩壊	尾手野-新③	II-1-7223-新③	急傾斜地の崩壊
藪の内-2	II-1-7202	急傾斜地の崩壊	尾手野-新④	II-1-7223-新④	急傾斜地の崩壊
藪の内-4	II-1-7204	急傾斜地の崩壊	尾手野-新⑤	II-1-7223-新⑤	急傾斜地の崩壊
藪の内-4-新①	II-1-7204-新①	急傾斜地の崩壊	尾手野-新⑥	II-1-7223-新⑥	急傾斜地の崩壊
つづら-1	II-1-7206	急傾斜地の崩壊	神興-1	II-1-7224	急傾斜地の崩壊
つづら-2	II-1-7207	急傾斜地の崩壊	神興-1-新①	II-1-7224-新①	急傾斜地の崩壊
中崎-1	II-1-7208	急傾斜地の崩壊	神興-2	II-1-7225	急傾斜地の崩壊
中崎-2	II-1-7209	急傾斜地の崩壊	神興-2-新①	II-1-7225-新①	急傾斜地の崩壊
財木-1	II-1-7210	急傾斜地の崩壊	神興-3	II-1-7226	急傾斜地の崩壊
財木-2	II-1-7211	急傾斜地の崩壊	神興-3-新①	II-1-7226-新①	急傾斜地の崩壊
財木-3	II-1-7212	急傾斜地の崩壊	神興-3-新②	II-1-7226-新②	急傾斜地の崩壊
財木-4	II-1-7213	急傾斜地の崩壊	倉ノ迫-1	II-1-7227	急傾斜地の崩壊
奥村-1	II-1-7214	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-1	II-1-7228	急傾斜地の崩壊
奥村-2-新①	II-1-7215-新①	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-2	II-1-7229	急傾斜地の崩壊
奥村-2-新②	II-1-7215-新②	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-3	II-1-7230	急傾斜地の崩壊
奥村-3	II-1-7216	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-3-新①	II-1-7230-新①	急傾斜地の崩壊
奥村-4	II-1-7217	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-3-新②	II-1-7230-新②	急傾斜地の崩壊
奥村-6	II-1-7219	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-3-新③	II-1-7230-新③	急傾斜地の崩壊
奥村-7	II-1-7220	急傾斜地の崩壊	菅ノ迫-4	II-1-7231	急傾斜地の崩壊
奥村-7-新①	II-1-7220-新①	急傾斜地の崩壊			
茅野-1	II-1-7221	急傾斜地の崩壊			
茅野-2	II-1-7222	急傾斜地の崩壊			
尾手野	II-1-7223	急傾斜地の崩壊			



橋之木-1	II-1-7232	急傾斜地の崩壊	内の八重-1	II-1-7252	急傾斜地の崩壊
橋之木-2	II-1-7233	急傾斜地の崩壊	内の八重-2	II-1-7253	急傾斜地の崩壊
橋之木-2 -新①	II-1-7233-新①	急傾斜地の崩壊	内の八重-5	II-1-7256	急傾斜地の崩壊
橋之木-2 -新②	II-1-7233-新②	急傾斜地の崩壊	内の八重-6	II-1-7257	急傾斜地の崩壊
尾前-1	II-1-7234	急傾斜地の崩壊	一の熊-1	II-1-7258	急傾斜地の崩壊
上福良-2	II-1-7236	急傾斜地の崩壊	一の熊-1 -新①	II-1-7258-新①	急傾斜地の崩壊
上福良-2 -新①	II-1-7236-新①	急傾斜地の崩壊	一の熊-1 -新②	II-1-7258-新②	急傾斜地の崩壊
上福良-2 -新②	II-1-7236-新②	急傾斜地の崩壊	屋敷-2	II-1-7260	急傾斜地の崩壊
滝-1-新 ①	II-1-7237-新①	急傾斜地の崩壊	屋敷-2- 新①	II-1-7260-新①	急傾斜地の崩壊
滝-2	II-1-7238	急傾斜地の崩壊	屋敷-3	II-1-7261	急傾斜地の崩壊
春山-2	II-1-7239	急傾斜地の崩壊	中の瀬	II-1-7263	急傾斜地の崩壊
下の平-1	II-1-7240	急傾斜地の崩壊	葛の元	II-1-7265	急傾斜地の崩壊
下の平-1 -新①	II-1-7240-新①	急傾斜地の崩壊	蔵の元-1	II-1-7266	急傾斜地の崩壊
上の平-1	II-1-7242	急傾斜地の崩壊	蔵の元-1 -新①	II-1-7266-新①	急傾斜地の崩壊
上の平-1 -新①	II-1-7242-新①	急傾斜地の崩壊	蔵の元-1 -新②	II-1-7266-新②	急傾斜地の崩壊
上の平-2	II-1-7243	急傾斜地の崩壊	野老ヶ八重 -1	II-1-7267	急傾斜地の崩壊
松木-2	II-1-7244	急傾斜地の崩壊	蔵の元-2	II-1-7268	急傾斜地の崩壊
松木-3	II-1-7245	急傾斜地の崩壊	蔵の元-3	II-1-7269	急傾斜地の崩壊
久保	II-1-7246	急傾斜地の崩壊	蔵の元-3 -新①	II-1-7269-新①	急傾斜地の崩壊
仲塔-1	II-1-7247	急傾斜地の崩壊	蔵の元-3 -新②	II-1-7269-新②	急傾斜地の崩壊
古川	II-1-7249	急傾斜地の崩壊	下椎葉-1	II-1-7270	急傾斜地の崩壊
見の木-1	II-1-7250	急傾斜地の崩壊			
見の木-2	II-1-7251	急傾斜地の崩壊			

下椎葉-3	II-1-7272	急傾斜地の崩壊	石原-2-新③	II-1-7280-新③	急傾斜地の崩壊
家の向	II-1-7274	急傾斜地の崩壊	ロクロ-新①	II-1-7281-新①	急傾斜地の崩壊
家の向-新①	II-1-7274-新①	急傾斜地の崩壊	岩屋戸	II-1-7282	急傾斜地の崩壊
大久保	II-1-7275	急傾斜地の崩壊	上松尾	II-1-7283	急傾斜地の崩壊
新石原-1	II-1-7276	急傾斜地の崩壊	上松尾-新①	II-1-7283-新①	急傾斜地の崩壊
小河内-1	II-1-7278	急傾斜地の崩壊	上松尾-新②	II-1-7283-新②	急傾斜地の崩壊
小河内-1-新①	II-1-7278-新①	急傾斜地の崩壊	榎木峠-2	II-1-7285	急傾斜地の崩壊
石原-1	II-1-7279	急傾斜地の崩壊	榎木峠-2-新①	II-1-7285-新①	急傾斜地の崩壊
石原-1-新①	II-1-7279-新①	急傾斜地の崩壊	唾谷-1-新①	II-1-7286-新①	急傾斜地の崩壊
石原-1-新②	II-1-7279-新②	急傾斜地の崩壊	唾谷-1-新②	II-1-7286-新②	急傾斜地の崩壊
石原-1-新③	II-1-7279-新③	急傾斜地の崩壊	唾谷-2	II-1-7287	急傾斜地の崩壊
石原-1-新④	II-1-7279-新④	急傾斜地の崩壊	唾谷-2-新①	II-1-7287-新①	急傾斜地の崩壊
石原-1-新⑤	II-1-7279-新⑤	急傾斜地の崩壊	唾谷-2-新②	II-1-7287-新②	急傾斜地の崩壊
石原-1-新⑥	II-1-7279-新⑥	急傾斜地の崩壊	唾谷-3-新①	II-1-7288-新①	急傾斜地の崩壊
石原-1-新⑦	II-1-7279-新⑦	急傾斜地の崩壊	中尾-1	II-1-7289	急傾斜地の崩壊
石原-1-新⑧	II-1-7279-新⑧	急傾斜地の崩壊	中尾-2	II-1-7290	急傾斜地の崩壊
石原-1-新⑨	II-1-7279-新⑨	急傾斜地の崩壊	栗の尾-2	II-1-7291	急傾斜地の崩壊
石原-2	II-1-7280	急傾斜地の崩壊	栗の尾-3	II-1-7292	急傾斜地の崩壊
石原-2-新①	II-1-7280-新①	急傾斜地の崩壊	栗の尾-3-新①	II-1-7292-新①	急傾斜地の崩壊
石原-2-新②	II-1-7280-新②	急傾斜地の崩壊	栗の尾-4	II-1-7293	急傾斜地の崩壊
			栗の尾-5	II-1-7294	急傾斜地の崩壊

栗の尾-5 -新①	II-1-7294-新①	急傾斜地の崩壊	不土野上2 -新③	II-1-7305-新③	急傾斜地の崩壊
栗の尾-5 -新②	II-1-7294-新②	急傾斜地の崩壊	不土野上3	II-1-7306	急傾斜地の崩壊
畑 - 1	II-1-7295	急傾斜地の崩壊	不土野中2	II-1-7307	急傾斜地の崩壊
畑-1-新 ①	II-1-7295-新①	急傾斜地の崩壊	不土野中2 -新①	II-1-7307-新①	急傾斜地の崩壊
畑 - 2	II-1-7296	急傾斜地の崩壊	不土野中3	II-1-7308	急傾斜地の崩壊
畑-2-新 ①	II-1-7296-新①	急傾斜地の崩壊	不土野中3 -新①	II-1-7308-新①	急傾斜地の崩壊
畑-2-新 ②	II-1-7296-新②	急傾斜地の崩壊	中尾 3	II-1-7309	急傾斜地の崩壊
畑-2-新 ③	II-1-7296-新③	急傾斜地の崩壊	中尾3-新 ①	II-1-7309-新①	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-1	II-1-7297	急傾斜地の崩壊	大岩屋 1	II-1-7310	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-2	II-1-7298	急傾斜地の崩壊	大岩屋1- 新①	II-1-7310-新①	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-2 -新①	II-1-7298-新①	急傾斜地の崩壊	不土野下1	II-1-7311	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-3	II-1-7299	急傾斜地の崩壊	不土野中4	II-1-7314	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-4	II-1-7300	急傾斜地の崩壊	不土野中4 -新①	II-1-7314-新①	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-5	II-1-7301	急傾斜地の崩壊	不土野中5	II-1-7315	急傾斜地の崩壊
鳥の巣-5 -新①	II-1-7301-新①	急傾斜地の崩壊	出小屋 1	II-1-7318	急傾斜地の崩壊
天包 1	II-1-7302	急傾斜地の崩壊	古枝尾 2	II-1-7320	急傾斜地の崩壊
天包 2	II-1-7303	急傾斜地の崩壊	川の口-1	II-1-7321	急傾斜地の崩壊
天包2-新 ①	II-1-7303-新①	急傾斜地の崩壊	川の口-1 -新①	II-1-7321-新①	急傾斜地の崩壊
不土野上2	II-1-7305	急傾斜地の崩壊	川の口-1 -新②	II-1-7321-新②	急傾斜地の崩壊
不土野上2 -新①	II-1-7305-新①	急傾斜地の崩壊	川の口-1 -新③	II-1-7321-新③	急傾斜地の崩壊
不土野上2 -新②	II-1-7305-新②	急傾斜地の崩壊	川の口-1 -新④	II-1-7321-新④	急傾斜地の崩壊
			川の口-2	II-1-7322	急傾斜地の崩壊

川の口-2 -新①	II-1-7322-新①	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新①	II-1-7328-新①	急傾斜地の崩壊
川の口-2 -新②	II-1-7322-新②	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新②	II-1-7328-新②	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾- 2	II-1-7323	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新③	II-1-7328-新③	急傾斜地の崩壊
狩底-2	II-1-7324	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新④	II-1-7328-新④	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新①	II-1-7324-新①	急傾斜地の崩壊	春 向	II-1-7329	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新②	II-1-7324-新②	急傾斜地の崩壊	針金橋 1	II-1-7330	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新③	II-1-7324-新③	急傾斜地の崩壊	尾田-1	II-1-7331	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新④	II-1-7324-新④	急傾斜地の崩壊	尾田-2	II-1-7332	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑤	II-1-7324-新⑤	急傾斜地の崩壊	山中-1	II-1-7333	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑥	II-1-7324-新⑥	急傾斜地の崩壊	山中-1- 新①	II-1-7333-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑦	II-1-7324-新⑦	急傾斜地の崩壊	山中-1- 新②	II-1-7333-新②	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑧	II-1-7324-新⑧	急傾斜地の崩壊	下水流-1	II-1-7334	急傾斜地の崩壊
狩底-3	II-1-7325	急傾斜地の崩壊	下水流-2	II-1-7335	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新①	II-1-7325-新①	急傾斜地の崩壊	下水流-3	II-1-7336	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新②	II-1-7325-新②	急傾斜地の崩壊	大中尾-3 -新①	II-1-7336-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新③	II-1-7325-新③	急傾斜地の崩壊	大中尾-3 -新②	II-1-7336-新②	急傾斜地の崩壊
臼木俣-1	II-1-7326	急傾斜地の崩壊	大中尾-3 -新③	II-1-7336-新③	急傾斜地の崩壊
臼木俣-1 -新①	II-1-7326-新①	急傾斜地の崩壊	大中尾-3 -新④	II-1-7336-新④	急傾斜地の崩壊
臼木俣-2	II-1-7327	急傾斜地の崩壊	大中尾-3 -新⑤	II-1-7336-新⑤	急傾斜地の崩壊
臼木俣-3	II-1-7328	急傾斜地の崩壊	桑の木原- 1	II-1-7338	急傾斜地の崩壊

桑の木原-3	II-1-7340	急傾斜地の崩壊	<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>宮崎県告示第 151号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和6年3月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>
桑の木原-3-新①	II-1-7340-新①	急傾斜地の崩壊	
桑の木原-3-新②	II-1-7340-新②	急傾斜地の崩壊	
桑の木原-3-新③	II-1-7340-新③	急傾斜地の崩壊	
春の平	II-1-7341	急傾斜地の崩壊	
中椎葉-2	II-1-7342	急傾斜地の崩壊	
中椎葉-3	II-1-7343	急傾斜地の崩壊	
尾平-1	II-1-7344	急傾斜地の崩壊	
尾平-1-新①	II-1-7344-新①	急傾斜地の崩壊	
尾平-1-新②	II-1-7344-新②	急傾斜地の崩壊	
尾平-1-新③	II-1-7344-新③	急傾斜地の崩壊	
尾平-2	II-1-7345	急傾斜地の崩壊	
水越-1	II-1-7347	急傾斜地の崩壊	
水越-2	II-1-7348	急傾斜地の崩壊	
新下松尾	II-2-0057	急傾斜地の崩壊	
新下松尾-新①	II-2-0057-新①	急傾斜地の崩壊	
新下松尾-新②	II-2-0057-新②	急傾斜地の崩壊	
新下松尾-新③	II-2-0057-新③	急傾斜地の崩壊	
新下松尾-新④	II-2-0057-新④	急傾斜地の崩壊	
新下松尾-新⑤	II-2-0057-新⑤	急傾斜地の崩壊	
佐礼住宅	II-2-0060	急傾斜地の崩壊	
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	本郷	I-1-1411	急傾斜地の崩壊
	本郷-新①	I-1-1411-新①	急傾斜地の崩壊
	本郷-新②	I-1-1411-新②	急傾斜地の崩壊
	本郷-新③	I-1-1411-新③	急傾斜地の崩壊
	平	I-1-3536	急傾斜地の崩壊
	平-新①	I-1-3536-新①	急傾斜地の崩壊
	丸野	I-1-3547	急傾斜地の崩壊
	丸野-新①	I-1-3547-新①	急傾斜地の崩壊
	丸野-新②	I-1-3547-新②	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新①	II-1-7349-新①	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新②	II-1-7349-新②	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新③	II-1-7349-新③	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新④	II-1-7349-新④	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新⑤	II-1-7349-新⑤	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新⑥	II-1-7349-新⑥	急傾斜地の崩壊
	合戦原-新⑦	II-1-7349-新⑦	急傾斜地の崩壊

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

合戦原-新⑨	II-1-7349-新⑨	急傾斜地の崩壊
松 尾	II-1-7350	急傾斜地の崩壊
大 藪 - 1	II-1-7355	急傾斜地の崩壊
大藪-1-新①	II-1-7355-新①	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新①	II-1-7356-新①	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新②	II-1-7356-新②	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新③	II-1-7356-新③	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新④	II-1-7356-新④	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新⑤	II-1-7356-新⑤	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新⑥	II-1-7356-新⑥	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 152号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第3条の3第9項の規定に基づき、細島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和6年3月14日

宮崎県告示第 153号

臨港地区内の分区の指定(昭和40年宮崎県告示第 172号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区内の分区</p> <p>(1) 商港区(別紙図面赤色の部分)</p> <p>日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部</p> <p>(2) 工業港区(別紙図面青色の部分)</p> <p>日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部</p> <p>(3) 漁港区(別紙図面紫色の部分)</p> <p>日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部</p> <p>(4) 保安港区(別紙図面黄色の部分)</p>	<p>6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区内の分区</p> <p>(1) 商港区(別紙図面赤色の部分)</p> <p>日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部</p> <p>(2) 工業港区(別紙図面青色の部分)</p> <p>日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部</p> <p>(3) 漁港区(別紙図面紫色の部分)</p> <p>日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部</p> <p>(4) 保安港区(別紙図面黄色の部分)</p>

1 港湾計画の変更の概要

平成28年宮崎県告示第 247号によりその概要を告示した細島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 旅客船埠頭計画

ア 岸壁

変更前

地区名	公共用又は専門の別	水深(メートル)	バース数	用途
工業港	公共用	10	2	物資補給用

変更後

地区名	公共用又は専門の別	水深(メートル)	バース数	用途
工業港	公共用	10	2	旅客船用

イ 埠頭用地

変更前

地区名	面積(ヘクタール)	用途
工業港	3	荷さばき施設用地及び保管施設用地

変更後

地区名	面積(ヘクタール)	用途
工業港	3	旅客施設用地

(2) 水域施設計画

変更前

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)	施設名
工業港	7.5	1	航路・泊地
	5.5		泊地

変更後

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)	施設名
工業港	10	1	航路・泊地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課

日向市大字日知屋字新開 17371番地の2 宮崎県北部港湾事務所

所

日向市大字日知屋字畑浦及び字新開の各一部

(5) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦及び字八幡ノ元の各一部

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 154号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成30年宮崎県告示第 916号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画下水道事業 延岡公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和27年 4 月 1 日から令和13年 3 月 31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 宮崎県告示第 155号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、令和 2 年宮崎県告示第 202号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画下水道事業 日向公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年12月10日から令和13年 3 月 31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
令和 2 年宮崎県告示第 202号の事業地に次の区域を追加する。  
日向市大字日知屋本郷字前畑、字遠ヶ崎、字一ト元、字竹ノ上、字朝日ヶ丘、字深溝、字米ノ山及び字伊勢道の一部。  
日向市大字細島字伊勢町、字高々谷、字愛宕之上、字八幡之上、字観音寺上、字庄手向及び字八坂之上の一部。  
日向市大字日知屋枝郷字下スルギ、字大王谷、字寺ノ上、字亀川及び字木原の一部。

## 宮崎県告示第 156号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、令和 3 年宮崎県告示第 257号による小林都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称

日向市大字日知屋字畑浦の一部

(5) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦及び字八幡ノ元の各一部

- 小林市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小林都市計画下水道事業 小林公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年10月24日から令和16年 3 月 31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 宮崎県告示第 157号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号
東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目 10 番 28 号
福島事務所	福島県郡山市中町 11 番 5 号
群馬事務所	群馬県高崎市八島町 262 番地
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 丁目 2 番 3 号
千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町 2 丁目 402 番 3 号
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区高島 2 丁目 12 番 6 号
長野事務所	長野県長野市南県町 1082 番地
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄 4 丁目 14 番 2 号
三重事務所	三重県四日市市浜田町 12 番 18 号
大阪事務所	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 4 番 15 号
山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地

岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番 19 号
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号
香川事務所	香川県高松市亀井町 2 番 1 号
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目 13 番 13 号
福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央 1 丁目 5 番 10 号
長崎事務所	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号
鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号
沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 6 番 8 号

3 変更年月日  
令和 6 年 3 月 13 日

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第 2 号**

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

- (1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（以下「旧検定」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- (2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって、旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者
- (3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行（平成 17 年 11 月 21 日）の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和 6 年 6 月 13 日（木）午前 9 時 30 分から

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1  
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

(1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1 級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

㊦ 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 問題数

10 問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容



徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等

(2) 提出期間及び時間

区分	提出期間及び時間
審査	令和6年4月8日(月)から4月19日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書1通

(2) 旧検定合格証の写し1枚

(3) 写真1葉(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(4) 次のいずれかの書面(宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

(1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和6年3月1日現在次のとおりである。

令和6年3月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,676人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 210,469人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和6年3月1日現在次のとおりである。

令和6年3月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区 110,033人

都城市選挙区 44,151人

延岡市選挙区 32,666人

日南市選挙区 13,917人

小林市・西諸県郡選挙区 14,491人

日向市選挙区 16,354人

串間市選挙区 4,720人

西都市・西米良村選挙区 8,372人

えびの市選挙区 5,008人

北諸県郡選挙区 6,814人

東諸県郡選挙区 7,173人

児湯郡選挙区 18,398人

東臼杵郡選挙区 7,343人

西臼杵郡選挙区 5,148人

## 海区漁業調整委員会指示

### 宮崎海区漁業調整委員会指示第144号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第 138号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
① 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域 イ イクイ碇から97度、10,400メートルの点 （世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度48分19秒） ロ 大分県深島南端（灯台）から 156度58分、6,744メートルの点 （世界測地系北緯32度39分33秒、東経 131度57分16秒） ハ ロから90度、8,100メートルの点 （世界測地系北緯32度39分33秒、東経 132度2分28秒） ニ イから90度、8,100メートルの点 （世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度53分30秒）	4月1日から 11月30日まで
② 次のホ、へ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域 ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 131度55分00秒 へ 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度5分00秒 ト 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度9分00秒 チ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 132度0分00秒	9月1日から 翌年1月31日まで

2 設置基数

操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。

3 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで